

○国立大学法人上越教育大学評価基準

(平成17年3月16日学長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の評価基準を次のとおり定める。

領域1 教育研究上の基本組織

- 1-1 教育研究上の基本組織が、本学の目的に照らして適切に構成されていること。
- 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
- 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

(基本的な観点)

- 1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること。
- 1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること。
- 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏っていないこと。
- 1-3-1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。
- 1-3-2 教授会が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること。
- 1-3-3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織（教育研究評議会）が機能していること。

領域2 内部質保証

- 2-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。
- 2-2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること。
- 2-3 内部質保証が有効に機能していること。
- 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うに当たり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること。
- 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること。

(基本的な観点)

- 2-1-1 本学の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「内部質保証体制」という。）を整備していること。
- 2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること。
- 2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任

をもつ体制を整備していること。

- 2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること。
 - (1) 学位授与方針が本学の目的に則して定められていること。
 - (2) 教育課程方針が本学の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること。
 - (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。
- 2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること。
- 2-2-3 施設及び設備，学生支援，学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること。
- 2-2-4 内部質保証体制において，関係者（学生，卒業生（修了生），卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること。
- 2-2-5 内部質保証体制において共有，確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等，監事，会計監査人からの意見，外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討，立案，提案する手順が定められていること。
- 2-2-6 内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること。
- 2-2-7 内部質保証体制において，その決定した計画の進捗を確認するとともに，その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること。
- 2-3-1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等，監事，会計監査人からの意見，外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して，計画された取組が成果をあげていること，又は計画された取組の進捗が確認されていること，あるいは，取組の計画着手していることが確認されていること。
- 2-3-2 内部質保証体制のなかで，点検に必要な情報を体系的，継続的に収集，分析する取組を組織的に行っており，その取組が効果的に機能していること。
- 2-3-3 内部質保証体制のなかで，学生・卒業生（修了生）を含む関係者からの意見を体系的，継続的に収集，分析する取組を組織的に行っており，その意見を反映した取組を行っていること。
- 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証，助言を受け，内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること。
- 2-4-1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うに当たり，内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること。

- 2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること。
- 2-5-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること。
- 2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること。
- 2-5-4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること。
- 2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること。
- 2-5-6 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表

- 3-1 財務運営が本学の目的に照らして適切であること。
- 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること。
- 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。
- 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。
- 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること。
- 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。

(基本的な観点)

- 3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること。
- 3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること。
- 3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること。
- 3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること。
- 3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。
- 3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること。
- 3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること。
- 3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること。
- 3-5-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること。
- 3-5-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること。
- 3-5-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること。

3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること。

領域4 施設及び設備並びに学生支援

4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること。

4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。

(基本的な観点)

4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること。

4-1-2 法令が定める附属施設(附属学校)が設置されていること。

4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること。

4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること。

4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること。

4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。

4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること。

4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること。

4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること。

4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること。

4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること。

領域5 学生の受入

5-1 学生受入方針が明確に定められていること。

5-2 学生の受入が適切に実施されていること。

5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。

(基本的な観点)

5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること。

5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること。

5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること。

- 5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと。

領域6 教育課程と学習成果

- 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること。
- 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。
- 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること。
- 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。
- 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること。
- 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 6-7 本学の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること。
- 6-8 本学の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること。
(基本的な観点)
- 6-1-1 学位授与方針を、本学の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること。
- 6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員がわかりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。
- 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること。
- 6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること。
- 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること。
- 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること。
- 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること。
- 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること。
- 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。
- 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること。

- 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること。
- 6-4-5 専門職学位課程において、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること。
- 6-4-6 専門職学位課程の連携協力校を確保していること。
- 6-4-7 夜間に授業を実施している課程においては、配慮を行っていること。
- 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること。
- 6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること。
- 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること。
- 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること。
- 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること。
- 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること。
- 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること。
- 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること。
- 6-7-1 本学の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること。
- 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定されていること。
- 6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること。
- 6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること。
- 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、本学の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。
- 6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、本学の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。
- 6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること。
- 6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、本学の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること。
- 6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、本学の目的及び学位授与方針に

則した学習成果が得られていること。

領域 7 研究活動及び研究成果の状況

7-1 本学の研究目的（研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められていること。

7-2 研究活動及び研究成果の状況が，本学の研究目的に照らして適切であること。

（基本的な観点）

7-1-1 新構想の教育大学としての社会的使命を果たす特色ある研究目的が明確に定められていること。

7-2-1 研究活動の実施状況から判断して，研究活動が活発に行われていること。

7-2-2 研究活動の成果の質を示す実績から判断して，研究の質が確保されていること。

領域 8 国際交流

8-1 海外との研究交流や海外での研究活動が適切に行われていること。

8-2 海外との教育交流，学生の海外研修及び留学生交流が適切に行われていること。

8-3 国際交流を推進する組織が設置され，機能していること。

（基本的な観点）

8-1-1 海外からの研究者の受入や教員の海外派遣が活発に行われていること。また，その際の支援制度が整っていること。

8-1-2 国際共同研究が活発に行われていること。

8-2-1 海外協定校との教育交流活動が活発に行われていること。また，そうした活動を奨励する方針が策定されていること。

8-2-2 学生の短期海外研修が定期的に行われていること。

8-2-3 異文化理解に関する教育が行われていること。

8-2-4 外国人留学生を積極的に受入れていること。また，支援制度・設備が整っていること。さらに，外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があること。

8-3-1 国際交流を推進する組織が設置され，本学の国際交流の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められていること。

8-3-2 計画に基づいた活動が適切に実施されていること。また，活動の実績及び学生等の満足度等から判断して，活動の成果が上がっていること。

8-3-3 国際交流を担当する教職員が配置されていること。

8-3-4 国際交流活動の改善のための取組が行われていること。

領域 9 地域貢献活動

9-1 本学の目的に照らして，地域貢献活動（正規課程の学生以外に対する教育サービスを含む。）が適切に行われ，成果を上げていること。

（基本的な観点）

9-1-1 本学の地域貢献活動の目的に照らして，目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められていること。また，これらの目的と計画が適切に公表・周知されていること。

9-1-2 計画に基づいた活動が適切に実施されていること。

9-1-3 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていること。

9-1-4 改善のための取組が行われていること。

附 記

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 記（平成25年2月20日）

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 記（平成30年2月14日）

1 この基準は、平成30年4月1日から実施する。

2 国立大学法人上越教育大学評価基準に係る観点・指標（平成17年3月16日大学評価委員会決定）は、廃止する。

附 記（平成31年3月22日）

この基準は、平成31年4月1日から実施する。